

障害者の工賃を守るための「障害者就労給付金（仮称）」創設の要望書

2020年7月17日

共同会派 厚生労働部会

障害者の就労支援施設（生産活動を実施する生活介護事業所、地域活動支援センター等を含む）で製作した物品は、これまで地域の祭りやイベントなどで販売され、売上げは工賃として、製作した障害者の収入となっている。

こうした工賃収入はおおむね障害者の生活費に充てられており、工賃は障害者にとって貴重な収入源となっている。

しかし、今般の新型コロナ禍で、地域の祭りやイベントが軒並み中止され、製作した物品を販売する機会がほとんど消滅してしまい、売上げは激減し、工賃や賞与も減少している。事業所からの補填により工賃水準を保っているところもあるが、もう限界である。

政府は、第2次補正予算における「生産活動活性化支援事業」により、就労継続支援事業所を支援し、生産活動の存続を下支えすることを通じ、利用者の工賃の確保を図っているが、事業の対象は限られ、予算規模も小さく、障害者の工賃補償にならない。

「一般の雇用者には休業手当」、「事業者には持続化給付金」などセーフティネットとして減収補償があるのに対し、障害者には全く何もない。第2次補正予算編成以降、夏・秋の祭りやイベントの中止も決定し、工賃補償はますます喫緊の課題である。

こうした状況を見かねて、就労継続支援B型事業所における障害者の工賃支援を独自に実施する自治体も出てきているが、こうした支援は、本来国が実施すべきである。

ついては、早急に予備費10兆円を活用し、工賃が減少した障害者の減収補償として、「障害者就労給付金（仮称）」を創設すべきである。

■「障害者就労給付金（仮称）」の概要■

令和2年4月から9月までの間について、前年同月と比べて生産活動収入が減少した障害者の就労支援施設に対し、当該減少分を「障害者就労給付金（仮称）」として支給し、当該給付金は施設から利用者に対し工賃として支払うものとする。

【障害者就労給付金（仮称）の対象者数・所要額】 ※1人平均月額4千円支払う場合

	対象者数	所要額	
		1か月	6か月
就労継続支援B型	26.8万人	11億円	64億円
就労移行支援	3.4万人	1億円	8億円
生活介護	14.4万人	6億円	35億円
地域活動支援センター	2.5万人	1億円	6億円
合計	47.0万人	19億円	113億円

注：「就労継続支援B型」「就労移行支援」は利用者全員、「生活介護」「地域活動支援センター」は利用者の半数が生産活動に従事していると仮定。所要額は、2020年5月の工賃が前年同月と比べて平均約4千円減少したとの調査結果（「きょうされん」兵庫支部実施、最大約1万6千円減少）を踏まえ、対象者数×4千円×月数で算出。なお、「就労継続支援A型」は、雇用調整助成金の利用が可能であるため対象に含めていない。